

令和3年高島市教育委員会
第12回定例会議事日程

日 時 令和3年12月22日(水)
午前9時30分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和3年第11回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
日程第1 議第68号 臨時代理につき承認を求めることについて
(たかしま市民大学準備委員会委員の委嘱について)
5. 報告
報告第25号 令和3年12月高島市議会定例会一般質問の概要について
6. 今後の日程

令和3年第12回定例会座席表

川原林 正英 教育委員	小多 借裕 教育委員	上原 重治 教育長	三矢 艶子 教育委員	田邊 栄美子 教育委員
----------------	---------------	--------------	---------------	----------------

教育指導部長 川島 浩之	高島市役所 新館 2階 教育委員会室 教育長 1 教育委員 4 説明員 12 事務局 2 <hr/> 合計 19			教育総務部長 日置 武司
学校教育課長 饗庭 一弥				教育総務部次長 教育総務課長 饗庭 眞二
学事施設課長 山本 一郎				教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
学校給食課長 長瀬 千恵美				社会教育課長 小川 祥枝

教育総務課 主事 末綱 美都	教育総務課 参事 上原 真哉	図書館長 柳森 和人	国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	市民スポーツ 課長 玉木 健史	文化財課長 横井川 博之
----------------------	----------------------	---------------	----------------------------	-----------------------	-----------------

事務局

入口

傍聴席

議第68号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年12月22日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

たかしま市民大学準備委員会委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和3年12月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

たかしま市民大学準備委員会委員の委嘱について

たかしま市民大学準備委員会設置要綱（令和3年高島市教育委員会告示第8号）第2条の規定に基づき、次のとおりたかしま市民大学準備委員会委員に委嘱する。

区分	委員種別	氏名	所属等
1号	学識経験者	上田 洋平	滋賀県立大学地域共生センター 講師
2号	社会教育委員	小林 忠伸	高島市社会教育委員委員長
		高橋 敏枝	高島市社会教育委員副委員長
		栗原 和恵	高島市社会教育委員
3号	公民館運営審議会委員	中村 眞奈美	高島市公民館運営審議会 副委員長
4号	その他教育長 が必要と認める者	安原 翼	高島市青年協議会会長
		岡田 侑大	立命館大学学生

任期：委嘱の日から市民大学設立の日まで

報告第25号

令和3年12月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和3年12月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する質問があったので質問内容および答弁結果を報告する。

令和3年12月22日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

令和3年12月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

**令和3年12月 高島市議会定例会
一般質問通告事項および答弁者一覧（個人）**

氏 名	質 問 事 項	答 弁 者
福井 節子 議員	市と指定管理の在り方と、用具や備品の安全な維持管理について	教育総務部長
藤田 昭 議員	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革とスポーツ推進に関わるスポーツ施設の指定管理について	教育指導部長 (教育総務部長)
山下 巧 議員	問題行動・不登校調査結果をふまえ、子ども達を見守る体制について	教育指導部長
板持 文子 議員	学校給食と有機農業について	教育指導部長
早川 浩徳 議員	高島市の子どもたちの教育環境のさらなる充実にむけて	教育指導部長

福井議員

(質問番号 1) 市と指定管理の在り方と、用具や備品の安全な維持管理
について

質問項目

- 2 ①用具の調査と耐用年数を含めた管理台帳は出来ているのか。
②備品や用具を維持管理していくための更新計画は出来ているのか。

教育総務部長答弁

(答) 福井議員の質問番号 1 の 2 点目のご質問にお答えいたします。

まず、1 つ目の「用具の調査と耐用年数を含めた管理台帳は出来ているのか」についてであります。体育館に設置しておりますスポーツ用具や備品の調査につきましては、指定管理者や管理人からの連絡だけでなく、定期的に聞き取りなどを行いまして状況把握をしておりますし、備品管理につきましては、市の物品会計規則に基づき、作成しています備品台帳によって、適正管理に努めているところであります。

次に、2 つ目の「備品や用具を維持継続していくための更新計画は出来ているのか」についてであります。備品の使用頻度や使い方などによりまして、一概に購入からの経過年数で備品の更新が必要かどうかの判断は難しいことから、更新が必要な備品から順次更新を行っているところであります。

今後におきましても、備品が安全に利用できることを最優先に、指定管理者や管理人への聞き取りや利用者の方の声をお聞きしながら、更新をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

安曇川総合体育館のエレベーターについて、普段は動かしていないと聞いた。今後、障がい者スポーツの関心が高くなって盛んになり、利用

者が増える可能性があるとともに、避難所としての機能も持つ施設であるため、エレベーターを常時使えるようにしなくてよいのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

安曇川総合体育館のエレベーターにつきましては、月1回の定期点検をしておりますし、常時使えるよう適正に管理をしております。ただ、利用者が非常に少ないというところがありますので、通常は電源を切るような形で使用できないようにしておりますが、当然、使用のご希望がありましたら、管理人がおりますので、使用いただけるよう考えています。ワクチン接種のときも常時稼動しておりましたし、避難所になった場合にも常時稼動できるよういつでも準備しております。

(再質問)

卓球台の傷みもかなりあり、入れ替えをされているようである。安全を第一にして、適宜買い替えを進めていただいていると思うが、適切な管理ができているということによかったか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

これまでから利用者が使われるようなサッカーゴールや競技用のマット等、備品の状況に応じて更新してきておりますので、今後も必要な備品につきまして、更新に努めてまいりたいと考えております。

【担当：教育総務部 市民スポーツ課】

藤田議員

(質問番号2) 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革とスポーツ推進
に関わるスポーツ施設の指定管理について

- 1 令和2年9月1日付け「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」事務連絡以降の教育委員会の取り組みについて
- 2 市内外の民間スポーツクラブチームや各種教室へ参加している生徒の課題と今後について
- 3 市内スポーツ施設の指定管理について

教育指導部長答弁

(答) 藤田議員の質問番号2のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「令和2年9月1日付け『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』事務連絡以降の教育委員会の取り組みについて」でございますが、本事務連絡の主たる内容は、更なる学校の働き方改革を実現するため、休日部活動における生徒の指導および大会やコンクールなどの引率については、教員ではなく、地域の活動として地域人材が担うこととし、令和5年度以降に、休日部活動の段階的な地域移行を図るというものでございます。

本市におきましては、学校と地域が融合した大きな部活動改革となりますことから、既に中学校長会議を開き、部活動改革の概要を説明した上で、現在、部活動改革プロジェクト会議を立ち上げ、全国的な動向や地域の実態を踏まえながら、円滑な地域移行に向けまして、検討を始めているところでございます。

次に、2点目の「市内外の民間スポーツクラブチームや各種教室へ参加している生徒の課題と今後について」でございますが、中学生のなかには、部活動に代えて、自主的にスポーツや文化活動に取り組むため、サッカー、硬式野球、水泳などの市内外の民間スポーツクラブや各種教室などを選んで、参加している現状があり、今後につきましても、この状況は続くものと考えております。

最後に、3点目の「市内スポーツ施設の指定管理について」であります。現在、今津総合運動公園や新旭森林スポーツ公園などの6施設は、指定管理者による管理運営をしております。

これら以外の新旭体育館、新旭武道館、今津勤労者体育センターなどにつきましては、市民スポーツ課で管理運営をしておりますが、スポーツ推進計画の方針に基づきまして、順次指定管理者制度の導入を予定しているところであります。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

部活動改革をすすめるにあたって、庁外の関係団体等にも意見を求めるべきではないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

今回の改革につきましては、学校と地域が融合した大変大きな部活動改革となりますことから、現在、プロジェクト会議を立ち上げ、検討を始めているところでございます。

今後は、検討していく中で、庁外の関係団体等のご意見もお聞かせいただきながら、進めてまいりたいと考えております。

(再質問)

兼職兼業について、令和2年度末に整理した後に示すとされた国から連絡を受けて、教育委員会としてどのような取り扱いを考えているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

休日部活動の段階的な地域移行に伴います学校教職員の兼職兼業の

対応につきましては、令和2年度末に、国から「休日の地域部活動に従事することを希望する教職員については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することになるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能である」との通知が出されております。

市といたしましては、この通知に基づきまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

(再質問)

民間のスポーツクラブなどに通う生徒の交通費について、高額であるとの保護者からの声を聞くが、この現状をどう考えるのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

教育委員会といたしましては、学校教育におきまして、学校給食費の無償化や、修学旅行を含む校外学習への補助など、高島市独自の補助制度や支援策などの充実を図り、保護者の経済的な負担の軽減に努めているところであり、学校外における、個人が選んで、自主的に通われております各種スポーツクラブや文化教室などの利用経費や交通費などの補助につきましては、現時点におきましては、考えておりません。

(再質問)

本年度の高島市行財政改革推進計画個別シートによると、新旭地域の部分は令和5年度から実施とはっきり記載されている。体育館と武道館は隣接し、現在学校施設と併用されているが、こうしたことを踏まえて、新旭地域は公募をされるのか、それとも非公募で行おうと考えているのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

指定管理者制度の導入の効果といたしまして、指定管理者の自主事業によります市のスポーツ振興事業の拡充も考えておりますことから、公募、非公募も含めまして、今後の検討事項であると考えております。

(再質問)

子育て世帯への経済的負担の軽減として、スポーツクラブや学習塾、フリースクールなどの学校外の活動に対して、助成する制度を設けてはどうか。大阪府で実施されている「教育補助制度」を導入してはどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

大阪府で実施されております「教育補助制度」は、塾や習い事、スポーツや文化教室など、学校外の教育にかかる費用につきまして、所得制限の条件を満たされた方を対象に、助成することを目的とされた事業であると承知しております。

教育委員会といたしましては、現在のところ、先ほども申し上げましたが、学校外の活動につきましての助成は考えておりませんが、今後の他市の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

【担当：教育指導部 学校教育課】

【担当：教育総務部 市民スポーツ課】

山下議員

(質問番号2) 問題行動・不登校調査結果をふまえ、子ども達を見守る体制について

- 1 平成30年度から令和3年度途中までの問題行動および平成30年度から令和2年度までの不登校に関する市内小中学校における報告件数の推移と新型コロナウイルス禍の影響について
- 2 いじめ対応における学校以外の関係機関や団体等との連携について

教育指導部長答弁

(答) 山下議員の質問番号2の1点目と2点目のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「平成30年度から令和3年度途中までの問題行動および平成30年度から令和2年度までの不登校に関する市内小中学校における報告件数の推移と新型コロナウイルス禍の影響について」でございますが、学校から報告を受けましたいじめ等の問題行動の件数につきましては、平成30年度から令和3年度途中までの期間は、同程度の件数で推移しております。

また、不登校の児童生徒数につきましては、平成30年度と令和元年度は、全国や滋賀県と同様に増加傾向で推移しており、令和2年度につきましては、小学校では増加、中学校では減少という結果でありました。

このような数値結果のみで、コロナ禍の影響を言及することは早計ではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校や家庭における生活や環境が、これまでとは大きく変化したことは事実であり、子どもたちの行動等にも少なからず影響を及ぼしているものと考えております。

教育委員会といたしましては、引き続き、不安や悩みの解消に向けた相談体制の拡充のほか、丁寧な個別対応や見守りの強化に努めてま

いりたいと考えております。

次に、2点目の「いじめ対応における学校以外の関係機関や団体等との連携について」でございますが、各学校では、児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談などを通して、学校外のいじめや悩みなども含めて聞き取りを行っており、必要に応じて関係機関や団体などとの連携を図りながら、問題の解消に向けた対応にあたっているところでございます。

また、本人や保護者からの情報の他に、地域の方々や関係団体などから、学校外でのいじめに関する連絡を受けた場合につきましても、関係者との連携のもと、適切な対応が行えるよう努めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

問題行動等の数は、同程度か、増減しているのか、再度確認させていただく。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

年度ごとの報告を受けた件数について、それぞれの期間につきまして同程度であったと、報告させていただいたところでございます。

(再質問)

長期の臨時休業があっても、数自体は変化がなかったということによいのか、確認させていただく。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

年度ごとの報告件数をもとに、推移の報告をさせていただいたとこ

ろでございます。臨時休業期間の集計は少ないという状況ではございますが、年間を通じての報告ということでございます。

(再質問)

今年度市内に10月開校したフリースクールとの連携は、どのようになされているのか。また、次年度以降どのように連携していくのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

フリースクールとの連携につきましては、文部科学省からは、学校は、市が設置しております教育支援センターやフリースクールなどの民間施設などと連携して、不登校児童生徒の社会的自立のため、個別の教育的ニーズに応じた支援の充実を図るよう、通知されているところでございます。

教育委員会といたしましては、今年度、市内で開校されましたフリースクールにつきましては、市内小中学校に紹介および周知をしたところであり、次年度以降につきましても、積極的に連携し、社会的自立に向け、多様な学びの機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

【担当：教育指導部 学校教育課】

板持議員

(質問番号2) 学校給食と有機農業について

- 1 市内産野菜の使用率の現状と集約化時の数値目標について
- 2 民間委託に伴い、地元食材の使用率向上や安心安全な食材の確保に問題はないか
- 3 学校給食における有機野菜の使用について

教育指導部長答弁

(答) 板持議員の質問番号2の1点目から3点目のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「市内産野菜の使用率の現状と集約化時の数値目標について」でございますが、学校給食で使用する主な野菜16品目の重量ベースにおける市内産の使用率につきましては、平成25年度では、16.6%となっておりますが、今年度につきましては、9月末時点で約42%となっております。

また、令和6年度に学校給食センターの集約化を予定しているところでございますが、第2次高島市総合計画後期基本計画に掲げておりますとおり、集約後の令和8年度の数値目標を45%とし、市内産野菜の使用率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「民間委託に伴い、地元食材の使用率向上や安心安全な食材の確保に問題はないかについて」でございますが、学校給食センターの民間委託につきましては、既にマキノ、安曇川、新旭の3センターにおいて行っており、委託内容は主に調理業務や配送業務でございまして、献立づくりや食材の調達につきましては、これまで通り、市が直接行いますことから、特に問題はないと考えております。

最後に、3点目の「今後の学校給食における有機野菜の使用について」でございますが、学校給食の食材として有機野菜を使用するには、まず必要量を確保することが第一でありますことから、現時点におきましては、難しいと考えております。

今後、市内における有機野菜の生産状況を注視し、関係部局と連携を図りながら、研究してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

北海道帯広市では市民の方に食育アンケートをとって、これまでの取り組みの成果と問題点を把握されています。高島市でも保護者と児童生徒そして市民の方々の声を聞くアンケートをとってはどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

平成27年2月に、学校給食課と農業政策課が連携しまして、市内の児童生徒や保護者の皆さまを対象とした「学校と家庭の食に関するアンケート」を実施しております。

調査結果といたしまして、7割を超える保護者の皆さまが市内産野菜の使用率向上の取り組みをご存じであり、学校給食に期待することとして、「栄養バランスに関する知識を身に付けること」、そして「生産者や調理者への感謝の気持ちを育てること」、「食事マナーや仲間と協力する力を付けること」などを挙げられておりました。

また、平成30年1月には、児童生徒を対象に、給食の献立に関するアンケート調査を実施してございまして、給食のよいところといたしまして、「栄養のバランスがよい」、「おいしい」、「いろいろな料理が楽しめる」などの回答が、多く寄せられておりました。

今後も、必要に応じまして、児童生徒や保護者の皆さまを対象としたアンケート調査を実施しまして、さらなる学校給食の充実に努めてまいりたいと考えております。

(再質問)

無農薬栽培がアレルギー対応の給食の実施や子どもの健やかな成長にプラスになるかと考えますが、市ではどう捉えているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

市では、毎年、アレルギーに関する調査を行いまして、必要に応じて、保護者との面談もさせていただき、児童生徒にとりまして、安全を最優先した楽しい給食の場となるよう努めているところでございます。

学校でのアレルギー対応といたしましては、事前にお配りをした献立表や成分表をご確認いただき、個別に対応をさせていただいているところであります。

また、学校給食センターでは、可能な限り、アレルギーに配慮した献立の提供に努めておりまして、デザートやドレッシングなどの個包装のものにつきましては、代替食を提供しているところでございます。

(再質問)

学校給食での食品への信頼を得るためのトレーサビリティはどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

学校給食では、より安全で安心な食材を提供するため、価格だけで食材を調達するのではなく、毎月、使用する食材に関する検討会を開催し、栄養成分表、原料配合表、細菌検査、産地証明などについて、業者に提出を求めまして、その情報をもとに、食材を選定しているところでございます。

今後、給食だよりなどを通しまして、給食を提供するまでの過程につきましても、子どもたちやご家庭にお知らせをしてみたいと考えております。

(再質問)

学校給食の食育の場で、食べ物への味わいやしっかり咀嚼、感謝して食べることの大切さについてはどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

各学校では、年間を通じまして、学校給食を生きた教材としまして、食に関する正しい理解と、望ましい食習慣を身に付けることを目的に、食育の推進に取り組んでいるところでございます。

毎年6月に「かみかみ給食デー」を設けまして、よく噛んで食べる習慣づくりに努めるとともに、食材を提供していただいている地元農家の方々を学校に招いて、生産過程の苦労や、給食に対する思いを伝えていただき、食べ物への感謝の気持ちを育てているところでもございます。

今後も引き続き、学校給食を通して、よく噛み、味わって食べる習慣や、感謝の気持ちを育てる取り組みを行ってまいりたいと考えております。

【担当：教育指導部 学校給食課】

早川浩徳議員

(質問番号 1) 高島市の子どもたちの教育環境のさらなる充実にむけて

- 1 ICT機器の故障時の支援やICT支援員の配置は十分か
- 2 タブレット端末を持ち帰る際の人的かつ技術的管理について
- 3 情報リテラシーに関する教育の現状について
- 4 ICT機器を活用した教育およびプログラミング教育について
- 5 学校図書館と公共図書館の利用の取り扱いについて
- 6 学校施設におけるトイレの現状と今後の改修予定について

教育指導部長答弁

(答) 早川議員の質問番号 1 のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「ICT機器の故障時の支援やICT支援員の配置は十分か」についてでございますが、学校から機器の故障報告を受けた際には、保守契約をしております事業者が回収し、修理することとしており、さらに、日常的に生じるアプリの更新や機器の設定変更、不具合への対応につきましても、教育委員会事務局に配置しておりますICT支援員がサポートすることで、教職員の負担軽減を図っているところでございます。

なお、ICT支援員の配置人数は1名でございますが、学校教育課の情報教育担当指導主事や学事施設課のICT担当と連携して、必要な支援を行っているところでございます。

次に、2点目の「タブレット端末を持ち帰る際の人的かつ技術的管理について」でございますが、長期休業期間中であっても、各学校の教員および市教育委員会の情報教育担当指導主事やICT支援員がサポートする体制をとっておりますとともに、端末管理システムにより、全台を一括管理し、児童生徒の家庭学習に適したタブレット端末として使用できる環境を整えているところでございます。

次に、3点目の「情報リテラシーに関する教育の現状について」でございますが、児童生徒には、機会あるごとに、インターネット上の情報

の中には、間違っていたり、信頼できなかつたりする場合がありますことを伝え、活用する際には、発信元を確認し、信頼できる情報を選ぶよう、繰り返し指導しております。

また、国語や社会、道徳、技術などの教科指導におきましても、信頼できる情報を取捨選択して活用することを目的に、情報リテラシーについて学ぶこととなっており、発達段階に応じて、系統的な指導を行っているところでございます。

次に、4点目の「ICT機器を活用した教育およびプログラミング教育について」でございますが、議員仰せのとおり、ICT機器を活用した教育は、ICTを活用すること自体を目的とするのではなく、ICTを文房具として自由な発想で活用し、資質や能力を高めることが目的であり、また、プログラミング教育につきましても、児童生徒がプログラミングを体験しながら、論理的な思考を身に付けることが目的であります。

このことを十分に理解した上で、各学校では、1人1台のタブレット端末を効果的に活用することにより、児童生徒の学び方を改革し、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図っているところでございます。

今年度は、1人1台のタブレット端末を活用した本格的な学び方改革のスタート年であり、各学校では、試行錯誤を繰り返しながら、授業改善が大きく進んでいると評価しているところでございます。

次に、5点目の「学校図書館と公共図書館の利用の取り扱いについて」でございますが、学校図書館は、授業中の調べ学習や昼休みの読書に親しむ場所として、児童生徒が利用しております。

また、図書館の運営にあたりましては、児童生徒が主体となって運営したり、学校ボランティアの方々に支援をしていただいたりと、学校ごとに工夫を凝らした運営を行い、利用促進に努めているところでございます。

一方、公共図書館につきましては、多くの蔵書がそろっております

ことから、学校への訪問貸出や団体貸出を活用したり、公共図書館が発行しているお便りや新刊本のお知らせを学校から配付したりすることにより、公共図書館の利用促進に努めているところでございます。

最後に、6点目の「学校施設におけるトイレの現状と今後の改修予定について」でございますが、現状といたしましては、市内小中学校に設置しております447個の個室トイレのうち、和式は153個、洋式は294個であり、洋式化率は約66%でございます。

今後の改修予定につきましては、老朽化の進行度や使用頻度、洋式化にあたってのスペースの確保などを考慮し、順次、改修を行っていく予定でございます。以上、私からの答弁といたします。

市長答弁

(答)先ほどの早川議員の「高島市の子どもたちの教育環境のさらなる充実にむけて」のうち、6点目の「学校施設においては、未だに子どもたちにとって、馴染みの薄い和式トイレが多いと聞く。現状と今後の改修予定はどうか。」と、こういうご質問でありました。

担当部局の方から、「洋式化にあたってのスペースの確保など考慮して、順次、改修を行っていく予定でございます。」と、いわゆる洋式化にシフトしていく、それに向けて改修していくという趣旨の答弁でありました。

少し、そこを訂正させていただきたいと思えます。

その趣旨は、これまで子どもたちの教育環境の充実のために、エアコン設置とか、トイレ改修というのは、重点的にこれまでやってまいりました。

その際、配慮しなければならないのは、後年度に大規模改修を行う予定の校舎は除いてございます。その一部は、まだ大規模改修で残ってはございますが、これまでのトイレ改修については、一定終了しているものと理解をしてございます。

子どもたちの学校教育の現場でのトイレの利用実態でありますけれ

ども、どうしても洋式は使えない、和式でないと、という子どもたちが複数おりますので、そういう子どもたちにも配慮をして、和式も残すという前提で、これまで、だいたい3分の2と3分の1程度で棲み分けをさせていただいて整備をしてまいっておりますので、これからもそういう配慮をしながら、整備をしていきたいと考えているところであります。以上でございます。

(再質問)

タブレット端末を持ち帰る際、子どもたちへの指導や、保護者への協力のお願いはどのようにしているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

児童生徒に対しましては、年度のはじめにガイドブックを配付し、タブレット端末の使用上のルールや困ったときの対処方法について指導を行った上で、日々の授業の中で、正しい操作方法の定着を図っているところでございます。

タブレット端末を持ち帰る際には、事前に操作や学習の手順を丁寧に説明した上で、家庭学習に取り組めるようにしているところでございます。

また、ご家庭に対しましても、使用上の留意事項を記載しております「運用規程」をお渡しし、タブレット端末を用いた家庭学習へのご理解とご協力をお願いしているところでございます。

今後も、学校だよりや保護者会、PTA研修会などの機会を通じまして、タブレット端末が適切に活用されますよう、ご家庭でのご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

(再質問)

家庭でのタブレット端末の活用において、お困りの保護者がおられる

ことを想定して、保護者の方々を対象としたアンケート調査を実施してはどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

今年度は、1人1台タブレット端末の本格的な活用のスタート年であり、ご家庭の通信環境を含めまして、保護者の方々からのお問い合わせには、個別に対応をさせていただいているところであります。

今後、ご家庭でのお困りごとや思っておられることなどを把握する方法の1つとしまして、必要に応じて、アンケート調査も検討してまいりたいと考えております。

(再質問)

I C T機器を使用することで、かえって教職員の負担が増え子どもに向き合う時間が減ったり、本来大切にされるべき教育活動が失われたりすることはないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

タブレット端末の導入にあたりましては、これまで、授業の中で取り組んでまいりました、鉛筆やノートを使った学習、本を読んだの調べ学習、そして仲間との話し合い活動、体験的な活動などを大切にしつつ、I C Tを活用したより効果的な学びを取り入れまして、授業改善に取り組んでいくこととしております。

今年度は、本格的な学び方改革のスタート年であります。今後、活用が進むにつれ、教員にとりましては、授業準備や教材提示、課題回収などがより効率的に行えるようになって考えております。

【担当：教育指導部 学校教育課・学事施設課】